

平成 28 年 11 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ン ク バ ル
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 弘 和 正

(コード番号：6046 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 金 田 好 生
経 営 管 理 本 部 本 部 長
(TEL 03-6222-6827)

定款一部変更及び補欠監査役候補者選任に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「補欠監査役 1 名選任の件」を平成 28 年 12 月 22 日開催予定の当社第 5 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ①当社の事業の現状に即し、今後の事業の多様化に対応するため、現行定款第 2 条の目的事項を追加するものであります。
- ②経営環境の変化に迅速に対応すると共に、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 18 条（取締役の任期）について所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第 2 項を削除するものであります。
- ③法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設すると共に補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。
- ④柔軟で機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議によって行うことを可能とするよう、変更案第 41 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設すると共に、変更案第 42 条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。
- ⑤上記条文の新設及び修正等に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 3. (条文省略) (新 設)	(目的) 第 2 条 (現行通り) 1. ～ 3. (現行通り) <u>4. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行者代理業</u> <u>5. 不動産の売買、賃貸、管理、保有及び運用</u> <u>6. 各種イベント主催団体を対象としたフランチャイズ事業</u> (以下、号数の繰下げ)

<p>4. ～ 11. (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p>	<p>7. ～14. (現行通り)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略) (新 設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略) (新 設)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 (現行通り)</p> <p>2. (現行通り)</p> <p><u>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令の定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 (現行通り)</p> <p>2. (現行通り)</p> <p><u>3. 前条第3項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第41条 当社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録され株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第42条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 (現行通り) (削 除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>第43条 (現行通り)</p>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日

平成28年12月22日(木)

定款変更の効力発生予定日

平成28年12月22日(木)

2. 補欠監査役1名選任の件

(1) 選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任を付議するものであります。なお、本議案は「議案 定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴及び地位並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
かりやす たかあき 荻安 高明 (昭和 52 年 11 月 29 日生)	平成 19 年 12 月 弁護士登録 (東京弁護士会) 平成 22 年 4 月 慶応義塾大学大学院法務研究科 助教 平成 25 年 7 月 荻安総合法律事務所代表 (現任) 平成 28 年 4 月 慶応義塾大学大学院法務研究科 非常勤講師 (現任) (重要な兼職の状況) 荻安総合法律事務所代表弁護士 (現任)	—

(注 1) 補欠監査役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

(注 2) 補欠監査役候補者は、現在、当社の顧問弁護士であります。

(注 3) 荻安高明氏は補欠の社外監査役候補者であり、社外監査役 3 名の補欠として、選任するものであります。

(注 4) 荻安高明氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な知識・経験を有し、法律専門家として客観的な立場から、監査の妥当性確保などの社外監査役としての職務を遂行していただけるものと判断したためであります。

(注 5) 荻安高明氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

以 上